

看護職員修学資金貸付規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取大学医学部保健学科において看護学を専攻する学生（地域枠推薦入学者に限る。以下同じ。）に対し貸し付ける奨学金の新設に伴い、当該奨学金について定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 看護職員修学資金貸付規則の一部改正

ア 鳥取大学医学部保健学科において看護学を専攻する学生に対し貸し付ける奨学金について次のとおり定める。

(ア) 借受者（奨学生）の資格	鳥取大学医学部保健学科看護学専攻課程に在学する者（地域枠推薦入学者に限る。）	
(イ) 貸付金額等	a 貸付金額	月額 60,000円
	b 貸付期間	鳥取大学への入学月から同大学の卒業月まで（48月分を限度）
	c 貸付利率	無利子
	d 連帯保証人	1人
(ウ) 貸付けの打ち切り及び休止	<p>a 奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを打ち切る。</p> <p>(a) 退学したとき。</p> <p>(b) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。</p> <p>(c) 死亡したとき。</p> <p>(d) その他奨学金の貸付けの目的の達成が見込めなくなったとき。</p> <p>b 奨学生が30日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、奨学金の貸付けを休止する。</p>	
(エ) 貸付金の返還	<p>a 奨学生は、次のいずれかに該当する場合は、該当することとなった日から1月以内に貸付金を一括返還しなければならない。</p> <p>(a) 奨学金の貸付けを打ち切られたとき。</p> <p>(b) 鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師免許を取得できなかったとき。</p> <p>b 奨学生は、鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師免許を取得した場合において、貸付金の返還に係る債務の一部が免除されたときは、当該免除された日の翌日から奨学金の貸付期間に相当する期間内に月賦均等払の方法により返還しなければならない。</p>	
(オ) 貸付金の返還の債務の履行猶予	<p>奨学生が次のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>a 奨学金の貸付けを打ち切られた後も、引き続き鳥取大学医学部保健学科看護専攻課程に在学しているとき。</p> <p>b 鳥取大学の大学院の修士課程に進学し、同課程に在学しているとき。</p> <p>c 鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の病院等において常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務に従事しているとき。</p> <p>d 災害、疾病その他やむを得ない理由により、貸付金の返還が困難となったとき。</p> <p>e その他特に理由があると知事が認めるとき。</p>	

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則の一部改正

児童福祉法の改正等に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行日は、公布日とする(1)のイの一部、(2)及びイを除き、平成20年4月1日とする。

イ 奨学金の貸付けの申請等の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。